

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 長時間労働是正等

電通（東京都）新入社員高橋まつりさんの過労自死、三菱電機情報技術総合研究所（鎌倉市）入社2年目の男性社員の過労による精神障害の事件は、社会に激震を与えました。

ともに、残業時間の過少申告を強いられた長時間労働にパワーハラスメント等も加わって、若者の生命と健康が奪われた事例であることが衝撃を与えました。2人の例だけにとどまらないことも明らかであり、7月には、新国立競技場の建設現場で現場監督をしていた新卒男性が過労自死に至り、両親が労災申請したことが大きく報じられています。

また、どちらも労災認定がなされただけでなく、労働基準法違反等に係る強制捜査から書類送検にまで至ったことも社会的に大きな注目を集めた理由のひとつだったでしょう。後者では、2017年1月11日に三菱電機と当時の上司を書類送検。前者では、2016年12月28日に電通と当時の上司を書類送検した後、2017年4月25日には、愛知・京都・大阪の各労働局が、労使協定の上限を超える違法な残業を社員にさせていたとして3支社の幹部3人を書類送検しました。2017年7月12日に東京簡易裁判所が、書面審理で刑を科す略式命令は「不相当」と判断し、正式裁判を開くことを決めたことも異例でした。

過労被害の労災認定を契機としなくても、違法な長時間労働で書類送検される事例も報道されるようになってきました。2017年3月15日－パナソニックと同社の富山県内の工場幹部2人、同年6月14日－大手旅行会社エイチ・アイ・エスと幹部2人等です。

企業の責任は、労災認定がなされ、上積みの損害賠償がなされればそれですむというものではなく、その刑事責任も本来問われなければならないことです。過労健康被害が起きる前に、違法な長時間労働等について刑事責任を追及することは、予防の観点からもきわめて重要です。

しかし、労働基準監督に関する方針等がほとんど公けにされることがなく、情報公開法を活用して開示させたとしても墨塗りだらけで内容がわからないことも大きな原因となって、在野からの注文や監視は不十分であると言わざるを得ません。

全国安全センターが毎年行っている厚生労働省労働基準局部課等の施行簿の開示によって、とりわけ2016年度に重要な労働基準監督関係通達が発出されていることが判明しました。本号では、13～16頁にその概要を紹介しています。関係通達文書等についても今後紹介していく予定です。当該事業場だけでなく企業本社を含めた監督指導や違法事例の公表の強化等に加えて、長時間労働の是正だけでなく、健康管理やメンタルヘルス対策（パワーハラスメント防止対策を含む）を指導内容に加えてきていることがわかります。こうした内容を承知したうえで、より強力かつ適切な監督指導対応を求めていくことが重要でしょう。

関連して例えば、アスベスト関連疾患の労災認定事例のあった事業場名は毎年継続公表されているにもかかわらず、過労死等についても同様にすべしという全国過労死を考える家族の会らの要望はいまだ実現されていません。違法な長時間労働に関して、是正段階指導での企業名公表に強化されたのを、さらに一歩進めさせたいところです。

他方で、時間外労働の上限規制、高度プロフェッショナル制度の創設、企画業務型裁量労働制の見直しなどの労働基準法改正がもくまれています。これらが、長時間労働は正や過労死等予防に逆行するものであることは言うまでもありませんが、いま問われていることのひとつは、このような政策決定プロセスに患者・家族らの声をいかに反映させられるかどうかということではないでしょうか。過労死等防止対策推進法の成立に伴って設置された過労死等防止対策推進協議会には、労働行政としては初めて、当事者—全国過労死を考える家族の会の代表が委員に加わっています。長時間労働は正や過労死等予防対策の策定に当たって過労死等被害者・家族の声が重要だということの事を社会が実現できるかどうか問われていると思います。そして、それを過労死等以外の対策に対しても広げていくことが重要です。

なお、全国安全センター内部ではメンタルヘルスハラスメント対策局を設置して、隔月程度の頻度で集まりをもちながら、いじめメンタルヘルス労働者支援センター等とともに取り組みを進めているところですが、上記のように長時間労働は正の監督指導にパワーハラスメント防止対策も盛り込まれ、2017年4月28日に「職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」が公表されたことも踏まえて、ガイドラインの策定、予防法の制定の要求を強く促進していきます。また、長時間労働は正の監督指導におけるメンタルヘルス対策はストレスチェック制度の実施が中心ですが、こちらも2017年7月26日に初めての実施状況が報告されていることを踏まえて、見直しを迫っていききたいと思います。

2. 化学物質管理

2012年に大阪の印刷会社に端を発した職業性胆管がん事件に続き、2014年には福井県の化学工場を発端に職業性膀胱がん事件が発覚し、ここでは経皮曝露を主とした職業がんにも注目しなければならぬことも明らかにされました。また、職業性膀胱がんの実態の把握を進める中で、防水材、床材や全天候型舗装材などに利用されるウレタン

樹脂の「硬化剤」として使われる3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)による膀胱がんの集団発生が確認されました。MOCAは特化則の特定第2類物質かつ特別管理物質に指定されていましたが、特殊健康診断に膀胱がんに関する項目が含まれていなかったこと等から、対策が追加されることになりました。新規及び既存化学物質のリスク評価に係る仕組みの中からも、新たに発がん物質として特化則の対象等に追加される物質も毎年増えています。

さらに、発がん物質ではありませんが、医薬品や化粧品の製造などにおいて国際的に広く使われている、有機粉じんの一種である「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物を主成分とする吸入性粉じん」の製造事業場で、肺の繊維化や間質性肺炎など様々な肺疾患が生じている事例が判明したことから、厚生労働省は製品メーカー等に肺疾患防止対策を要請するに至りました。これまでに肺に対する有害性は確認されておらず、この吸入性粉じんによる肺疾患の発生機序等は必ずしも明らかになってはいないとしています。

まだ、「未知」の化学物質等による被害が潜在している可能性が高いということです。私たちは、ひとつには、職業性胆管がん事件を担ってきた立場から、福井県の化学工場の職業性膀胱がん事件の関係者らによる「職業がんをなくそう集会」等に参加・協力し、また、厚生労働省に抜本的な対策の確立を求めています。

2016年6月1日に施行された改正労働安全衛生法によって、「人に対する危険性又は有害性が明らかになっている化学物質」については、①ラベル表示、②安全データシート(SDS)交付と③リスクアセスメントの3つがセットで義務付けられました。

私たちは、「すべての化学物質」を対象とするよう求めたわけですが、そこまで至らないなかで、「危険有害性が明らかになっていない化学物質」に対する対応が問題になります。

この点で職業性胆管がん事件発覚直後に緊急に示された2013年3月14日付け基発0314第1号「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、「危険有害性が不明

の化学物質への対応」として、「(法)に基づくSDSの交付を受けることができない化学物質については、国内外で使用実績が少ないために研究が十分に行われず、危険有害性情報が不足している場合もあるため、洗浄剤として使用するのとは望ましくないこと。やむを得ず洗浄又は払拭の業務に使用させる場合は、危険有害性が高いものとみなし、(上記)に規定する措置を講ずるとともに、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることによりばく露を防止すること」としていました。

私たちは、これをとても重要であると考えて、業務を限定せずに化学物質管理対策の基本原則として示すべきだと訴えてきましたが、緊急の指示から対策が「整備」されるなかで消えてしまいました。

19頁に詳しく紹介しましたが、2017年2月15日付け基安発0215第1号「安全衛生業務の推進について」は、「代替品に対する対応」として業務を限定せずに、「有害性等の低い物質への代替を促進することは重要であるが、GHS分類による区分がない物質の中には、単に危険有害性に係るデータがないだけで、注意すべきものがある」として、「やむを得ずSDSが交付されない化学物質を使用する場合は、危険性が高いとみなし、法第28条の2等に基づき管理を行うよう指導すること」などの、代替法の指導等に当たっての留意事項を示しました。

このことは、大いに宣伝して、最大限に活用していきたいものと考えます。

3 アスベスト

昨年の「活動報告と方針案」では、クボタ・ショックから10年のアスベスト対策の取り組みを総括しながら、とりわけ中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の重要性をあらためて強調し、全国安全センターと各地域センターが、地域センターが存在しない地域への対応も含めて協力・連携し合って取り組んでいくことを確認しました。その成果は、すでにくつも確認することができます。

・2016年11月に山梨支部設立、2017年4月には広島・山口支部が分離し、6月に福岡支部が設立されて、全国20支部体制になりました。まだ、支部

のない栃木、群馬、長野、新潟、静岡等でも相談会等を通じて会員が拡大しています。

- ・2016年4月20日から始まった環境省の石綿健康被害救済小委員会に、石綿対策全国連絡会議を代表して患者と家族の会の古川和子会長(当時)が委員に入りました。環境省の審議会に当事者である患者・家族の代表が直接委員に就任したのは初めてという画期的なことで、ヒアリングの設定や音声情報の公開等、運営上の改善が図られた点もありました。同年12月に公表された小委員会報告で法令改正を提起させることはできませんでしたが、「被認定者の介護等について実態調査を行うべきである」との文言を入れさせることができ、2017年度に「石綿健康被害救済制度認定者介護等実態調査」が行われることになりました。
- ・患者と家族の会とNHKによる全国の吹付け石綿等使用公共賃貸住宅の共同調査結果に基づいて、2017年6月12日にNHKクローズアップ現代+「“新たな”アスベスト被害～調査報告・公営住宅2万戸」が放映されて大きな社会的関心を引き起こしています。患者と家族の会は「建物アスベスト被害WEBサイト」(<https://sites.google.com/site/tatemonosekimen/>)を開設して情報提供を開始(関各支部の実務を支援する地域センタースタッフらが協力して全国47労働局に開示させた吹付け石綿除去工事等の計画・作業届出の情報も含まれています)、様々な相談に対応するとともに、7月14日に内閣総理大臣、国土交通・厚生労働・環境大臣に要請書を提出しました。
- ・各地の弁護士等とも協力して、泉南型アスベスト国賠訴訟対象事例の掘り起こしと訴訟提起を促進するとともに、厚生労働省に自ら保有する労災認定・じん肺管理区分決定等情報に基づいて、対象となる可能性のある事例に対する個別周知を再三申し入れてきた結果、近く実現するところまでできました。
- ・ソーシャルメディアでの出会いも生かしながら、会の枠も超えて、中皮腫の患者さん自身による相互交流、インタビュー等を通じた情報発信等の取り組みがはじまっています。

他にも意欲的な計画が様々に進行中です。

また、建設アスベスト訴訟初の高裁判決が10月27日に東京高裁で下される予定であり、重要な局面を迎えます。

4. 原発被ばく労働

関係団体と協力して開催している被ばく労働問題に関する省庁交渉は、2016年10月で16回目と回を重ねており、引き続き継続していきます。

緊急作業時被ばく線量限度引き上げをめぐる問題等のほか、東電福島第一原発における労働災害多発、偽装派遣・違法派遣・労働法令違反、被ばく労働者の長期的な健康管理と遅発性疾病が発症した場合の補償、除染をめぐる諸問題など、課題は多岐にわたっています。

全国安全センター内部では原子力関連労働者支援局を設置して学習会等を重ねるとともに、関心をもつ他団体と地域センターが協力して被ばく労働問題を考えるネットワークを2012年11月に設立しています。

2015年2月には福島県いわき市でフクシマ原発労働者相談センター（収束・廃炉・除染）が設立され、地元での取り組みが強化されることが期待されるとともに、2017年4月には福島原発被ばく労災損害賠償を支える会（あらかぶさんを支える会）が結成されました。後者は、東電福島第一原発の事故収束作業に従事して急性白血病を発症し、2015年10月に労災認定された後、2016年11月に東電等を被告して提起された裁判です。

5. 国際連帯

2017年7月15日、東京工業大学「くらまえホール」において「石綿対策全国連絡会議第29回総会・結成30周年記念アジア・世界のアスベスト禁止をめざす国際会議」が開催されました。10年前-結成20周年には「すべてのアスベスト被害者・家族に公正・平等な補償を求める国際アスベスト会議」として、環境被害に対する救済制度または曝露の原因を問わないユニバーサルな補償制度をもつ国を

中心にゲストをお招きしましたが、今回はまさに激しいしのぎあいが続くアジアでどちらかという裏方になって各国の取り組みを支援するとともに、相互の連携を強めつつある中心人物を招待したものです。参加者に強いインパクトを与えただけでなく、海外ゲストの間で当面の活動に対する戦略的議論を深めることもできました。

7月4～9日にはアスベスト疾患・患者と家族の会が20人の代表団をイギリスに派遣しました。患者と家族の会は、とりわけ韓国との交流を長年継続してきましたが、今回は先進国での被害者（支援）団体の全国ネットワーキングの経験に学ぶことを目的に、アスベスト被害者支援団体フォーラムUKという全国ネットワークを形成しているイギリスに、各地の団体が同じ日（今年は7月7日）にアクション・メゾテリオーマデー（AMD）のイベントを開催するのに合わせて訪問したものです。フランス、ベルギー、スペイン、イタリア、オーストラリアの被害者団体も合流した全体交流のほか、マンチェスター、リバプール、バーミンガム、シェフィールド、ダービーの5か所でのAMDイベントに参加して各地の団体と交流を深めました。患者と家族の会にとっても、私たちににとっても、国際交流の新機軸を開いただけでなく、イギリスはじめ他の国にも強いインパクトを与えたと感じています。

アスベスト以外でも、韓国のサムスン半導体職業病事件（関西でお膳立てしていただいた映画「もうひとつの約束」上映運動）や台湾のRCA事件（10月27日高裁判決への連帯）等、アジア・世界の産業災害被害者らとの連帯も継続していきます。

6. 組織・財政等

恒例の全国安全センターの厚生労働省交渉は、2015年3月15日に実施しました。引き続き再交渉を設定していく予定です。

また、この間の総会で十分な議論をする時間がとれていないということから、3月15日の午前中に全国活動者会議を開催しました。このような機会の持ち方については、引き続き検討・追求していきたいと考えています。

全国安全センターとしての独自行（69頁へ続く）

2016年度収支決算案

2016年4月1日から2017年3月31日まで

1) 収入の部

| 勘定科目 | 決算額 | 前年度決算額 | 増減 | 予算額 | 増減 |
|-------|------------|------------|-------------|------------|-----------|
| 地域C会費 | 1,714,000 | 1,434,000 | 280,000 | 1,700,000 | 14,000 |
| 賛助会費 | 4,840,000 | 3,700,000 | 1,140,000 | 5,500,000 | ▲ 660,000 |
| 購読会費 | 412,200 | 402,200 | 10,000 | 500,000 | ▲ 87,800 |
| 寄付金収入 | 9,000,000 | 6,500,000 | 2,500,000 | 6,500,000 | 2,500,000 |
| 資料頒布費 | 0 | 0 | 0 | 100,000 | ▲ 100,000 |
| 雑収入 | 841,984 | 1,304,176 | ▲ 462,192 | 1,500,000 | ▲ 658,016 |
| 前期繰越金 | 3,006,701 | 4,818,412 | ▲ 1,811,711 | 3,006,701 | 0 |
| 合計 | 19,814,885 | 18,158,788 | 1,656,097 | 18,806,701 | 1,008,184 |

2) 支出の部

| 勘定科目 | 決算額 | 前年度決算額 | 増減 | 予算額 | 増減 |
|-------|------------|------------|-----------|------------|-------------|
| 人件費 | 9,455,696 | 9,179,265 | 276,431 | 9,300,000 | 155,696 |
| 活動費 | 1,871,060 | 1,409,495 | 461,565 | 1,600,000 | 271,060 |
| 印刷費 | 2,232,546 | 2,027,832 | 204,714 | 2,300,000 | ▲ 67,454 |
| 通信運搬費 | 525,407 | 546,845 | ▲ 21,438 | 600,000 | ▲ 74,593 |
| 什器備品費 | 426,754 | 645,279 | ▲ 218,525 | 100,000 | 326,754 |
| 図書資料費 | 36,590 | 62,854 | ▲ 26,264 | 100,000 | ▲ 63,410 |
| 消耗品費 | 98,873 | 92,168 | 6,705 | 100,000 | ▲ 1,127 |
| 会議費 | 1,095,938 | 1,159,407 | ▲ 63,469 | 1,200,000 | ▲ 104,062 |
| 頒布資料費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雑費 | 26,766 | 28,942 | ▲ 2,176 | 60,000 | ▲ 33,234 |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | 3,446,701 | ▲ 3,446,701 |
| 小計 | 15,769,630 | 15,152,087 | 617,543 | 18,806,701 | ▲ 3,037,071 |
| 次期繰越金 | 4,045,255 | 3,006,701 | 1,038,554 | | |
| 合計 | 19,814,885 | 18,158,788 | 1,656,097 | | |

貸借対照表(2017年3月31日)

1) 資産の部

| 勘定科目 | 金額 | 前年度末現在金額 |
|--------------|-----------|-----------|
| 現金 | 365,505 | 90,264 |
| 預金 | | |
| 普通預金(中央労働金庫) | 2,952,673 | 2,105,654 |
| 普通預金(みずほ銀行) | 177,503 | 148,303 |
| 普通預金(三井住友銀行) | 418,514 | 622,510 |
| 郵便振替 | 131,060 | 39,970 |
| 資産合計 | 4,045,255 | 3,006,701 |

2) 負債及び正味財産の部

| 勘定科目 | 金額 | 前年度末現在金額 |
|------------|-----------|-----------|
| 借入金 | 0 | 0 |
| 未払金 | 0 | 0 |
| 負債合計 | 0 | 0 |
| 次期繰越金 | 4,045,255 | 3,006,701 |
| 正味財産合計 | 4,045,255 | 3,006,701 |
| 負債及び正味財産合計 | 4,045,255 | 3,006,701 |

(67頁から続く) 動としては、厚生労働省交渉と総会、最近は行っていない全国一斉ホットラインくらいですが、すでに述べているとおり、内部の各「局」あるいはアスベスト患者と家族の会の様々な計画等を通じて、地域センターを超えた協力・連携が明らかに進展しています。そのような生きた取り組みの中から、全国安全センターの次の時代の体制や活動が構築されることを切に希望しています。

『安全センター情報』の定期継続発刊、質の維持・向上を柱としながら、ホームページ・ブログの更新・改善、各地域センターの活性化や協力連携、各プロジェクトの増進等、また、全国安全センターとしても各地での患者・家族の掘り起こし等に貢献

できるよう努力しています。

なお、事務局長が全国脊髄損傷者連合会に労災担当の理事を務めるとともに、いくつかの地域センターが全国じん肺患者同盟の支部の活動を支援しています。

一方で、財政的裏付けは引き続き確保できている状況とはいえ、短期的には寄付金への依存はやむを得ないものの、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきます。

全国安全センターだけでなく、課題別アスベスト(石綿対策全国連)、いじめ・メンタルヘルス、原発被ばく労働でも、メーリングリストが運営されており、登録ご希望の方はぜひご連絡ください。



2017年度収支予算案

2017年4月1日から2018年3月31日まで

1) 収入の部

| 勘定科目 | 予算額 | 前年度決算額 | 増減 | 前年度予算額 | 増減 |
|-------|------------|------------|-------------|------------|-----------|
| 地域C会費 | 1,700,000 | 1,714,000 | ▲ 14,000 | 1,700,000 | 0 |
| 賛助会費 | 5,500,000 | 4,840,000 | 660,000 | 5,500,000 | 0 |
| 購読会費 | 500,000 | 412,200 | 87,800 | 500,000 | 0 |
| 寄付金収入 | 6,500,000 | 9,000,000 | ▲ 2,500,000 | 6,500,000 | 0 |
| 資料頒布費 | 0 | 0 | 0 | 100,000 | ▲ 100,000 |
| 雑収入 | 1,000,000 | 841,984 | 158,016 | 1,500,000 | ▲ 500,000 |
| 前期繰越金 | 4,208,377 | 3,006,701 | 1,201,676 | 3,006,701 | 1,201,676 |
| 合計 | 19,408,377 | 19,814,885 | ▲ 406,508 | 18,806,701 | 601,676 |

2) 支出の部

| 勘定科目 | 予算額 | 前年度決算額 | 増減 | 前年度予算額 | 増減 |
|-------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 人件費 | 9,600,000 | 9,455,696 | 144,304 | 9,300,000 | 300,000 |
| 活動費 | 1,600,000 | 1,871,060 | ▲ 271,060 | 1,600,000 | 0 |
| 印刷費 | 2,300,000 | 2,232,546 | 67,454 | 2,300,000 | 0 |
| 通信運搬費 | 600,000 | 525,407 | 74,593 | 600,000 | 0 |
| 什器備品費 | 100,000 | 426,754 | ▲ 326,754 | 100,000 | 0 |
| 図書資料費 | 100,000 | 36,590 | 63,410 | 100,000 | 0 |
| 消耗品費 | 100,000 | 98,873 | 1,127 | 100,000 | 0 |
| 会議費 | 900,000 | 1,095,938 | ▲ 195,938 | 1,200,000 | ▲ 300,000 |
| 頒布資料費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雑費 | 60,000 | 26,766 | 33,234 | 60,000 | 0 |
| 予備費 | 4,048,377 | 0 | 4,048,377 | 3,446,701 | 601,676 |
| 合計 | 19,408,377 | 15,769,630 | 3,638,747 | 18,806,701 | 601,676 |

2017年度役員体制案

| | | |
|-----------|-----------|-----------------------------|
| 議 長 | 平 野 敏 夫 | (NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師) |
| 副 議 長 | 浜 田 嘉 彦 | (財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事) |
| | 西 畠 正 | (三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士) |
| | 中 地 重 晴 | (熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長) |
| 運 営 委 員 | 川 本 浩 之 | (社団法人神奈川労災職業病センター専務理事) |
| | 白 石 昭 夫 | (NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長) |
| | 飯 田 浩 | (尼崎労働者安全衛生センター事務局長) |
| | 西 山 和 宏 | (ひょうご労働安全衛生センター事務局長) |
| 事 務 局 長 | 古 谷 杉 郎 | (専従) |
| 事 務 局 次 長 | 澤 田 慎 一 郎 | (専従) |
| | 西 野 方 庸 | (関西労働者安全センター事務局長) |
| | 飯 田 勝 泰 | (NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長) |
| 会 計 監 査 | 榊 原 悟 志 | (情報公開推進局) |
| | 片 岡 明 彦 | (関西労働者安全センター事務局次長) |
| 顧 問 | 天 明 佳 臣 | (社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師) |

全国安全センターウェブサイト

<http://joshrc.info/>

全国安全センター・ブログ

<http://ameblo.jp/joshrc/>